

第七章 豊岡藩の試練

第一節 享保の減知

幕藩制の曲がり角・幕藩封建体制が確立されて以来、すでに一世紀を経て十七世紀末には、ようやく社会的・享保期

幕藩制の曲がり角・幕藩封建体制が確立されて以来、すでに一世紀を経て十七世紀末には、ようやく社会的・享保期

泰平の持続のなかで農業生産は高まり、商品貨幣経済の進展は目ざましいものがあつた。

ことに畿内地方では農業技術の進歩による生産性の向上は、商業的農業の発達をもたらし、これに支えられて元禄期（一六八八〜一七〇四）には上方町人による学問・文化の興隆がいわゆる元禄文化となつて花開いた。しかし、それとともに天下の富を握る町人勢力の台頭は、ようやく封建権力にとって無視し難いものとなつてきた。

加えるに権力におごる幕府の放漫財政は、しだいに財政を窮乏化させ、それはやがて貨幣の改鑄や、年貢の増徴となつて庶民の生活を圧迫するようになった。

こうした時、享保元年（一七一六）に七代将軍・家継が没し、後継者に紀州藩主・徳川吉宗が迎えられた。

幕政の弛緩と財政窮乏を解決するため、將軍・吉宗はまず新井白石をしりぞけ、世にいう享保改革に着手した。まず、通貨の統一ときびしい儉約令による緊縮政策をとるとともに、幕府財政再建のため享保七年には諸大名に上げ米（献上米）を課した。また新田開発の奨励や、定免法の採用による貢租の増徴政策をとった。

この結果、幕府財政は享保十三年に至り、いちおうの安定を見たが、過酷な緊縮政策は米価の下落を招き、経済は不況に陥って庶民の生活はますます窮乏に追い込まれ、享保末年には蝗の害による飢饉も加わって、都市では打ちこわし、農村では百姓一揆が激化して、世情はようやく不安となってきた。

こうした幕政の諸改革は、私領にくらべて天領ではより直接的な影響を呈する。

いま、享保改革による年貢増徴の実態を但馬の幕領のうち、朝来郡西枚田村（和田山町）で検証してみよう。村高六四四石五斗九升九合のこの村は、正徳元年から享保元年（一七一〇～一六一）の六ヶ年平均取米が二七三石一斗五升であったが、享保十四、五年には三七五石一斗六升四合と四割方の増徴となっている（『兵庫県史4』）。加えて享保五年から、この天領の農村では石代銀納がはじまったと推定されるから、当地の農民にとっては、貢租負担は急速に過酷なものとなっていた。

かくて、ついに享保十年、朝来郡一〇ヶ村の百姓惣代による江戸出訴事件がひきおこされた。

但馬では宝永六、七年（一七〇九、一七一〇）の両年に大旱魃があり、その後もしばしば凶作に見舞われていたが、とりわけ享保改革後は高免となつたうえに、享保九年には未曾有の大凶作となった。このため年貢の減免を嘆願しようと、楽音寺村（朝来郡山東町）の新右衛門ら百姓六人が江戸に下り、箱訴を行なったのである。

訴状の要旨は、従来は凶作の際は損毛に応じて年貢が減免されてきたのに、近年はそれが許されることがまずあげられている。享保改革による定免法の実施で、凶作時の検見引きが廃止され、これが凶作時の農民にとって大きな負担となることが知られる。

つぎに生野代官所領では年々、年貢の銀納化が進められ、また銀納値段も享保七年には但馬の米価が一石で三〇匁前後であるのに、四四匁五分もの高値が押付けられ、翌八年も四二匁五分となって、百姓にとってははだ負担が重いことを訴えている。

このほか小物成・生野御蔵番詰・同銀山番詰など、本途物成のほかに公納の掛物が多く、庄屋年寄給・状夫給・足立役など高掛かりの負担も大であること、生野御蔵用の材木・竹・縄・箆・籐・糠なども多分に命じられて、百姓はその負担に耐えられないことが訴えられている。

このように、享保期は幕政にとっても大きな転換期であると同時に、但馬農村にとっても重大な危機に直面しつつある時期であった。

豊岡・京極 こうした享保改革のさなか、天下の農村が困窮し動揺している享保年間に、豊岡藩で思いがけな藩の減知 い出来事がおこった。

享保六年六月十三日、豊岡京極藩第三代藩主・高栄が三二歳で江戸麴町の藩邸で死去し、嗣子・高寛が同年八月三日にわずか五歳で遺領を継いだ。その第四代藩主・高寛が五年後の享保十一年九月十二日、にわか江戸麴町の藩邸で死去したのである。時にまだ一〇歳の若さであった。

嗣子のない場合、御家断絶が通例であった当時、藩中の受けた衝撃は想像に余りある。身近に出石藩で元禄

九年に藩主・小出久千代英及の死によって出石・小出家領の没収の前例もあるだけに、藩士一同の脳裏では瞬時、前途が暗闇となつてしまったことであろう。

しかし、幸いにして幕府の大名統制は十八世紀には幾分、緩和されており豊岡・京極家は「高寛十歳にして世を早うしければ所領めしおさめられ、弟なりける黒田大吉高平に新に所領給はりて家名をつがせらる」(『藩翰譜』) という寛大な処置をうけた。

こうして享保十一年九月十九日、高寛の弟が第五代藩主に封じられ、京極高永と名乗った。しかし豊岡藩はこの結果、何らの罪とがもないのに三万三〇〇〇石から一万八〇〇〇石を減じて、一挙に一万五〇〇〇石の小藩に転落したのである。もっとも「年内、御拝知の訳相知不申候」(『御領主御代々治世年数記録』足立家文書)と村役人の記録にあり、減封の決定が領民にわかつたのは翌十二年のことであつたと思われる。

さて、高永は享保五年四月二十三日の生まれで兄・高寛とは同腹であつたが、『京極家系図』によれば「父存じ寄りこれ有り黒田相名乗り候」とあつて、黒田姓を称していた理由は記されていない。推測するところ、京極氏は佐々木源氏の流れであるところから、『舟木家系図』の左京直政の条に、左京が家老職を拜命し藩主・高直から直の名乗り一字と佐々木庶流・黒田の姓を賜わつたが、のちにまた舟木姓を賜わつたとあるから、おそらく佐々木源氏に縁ある黒田の姓を次子に付し、別家させる意図でもあつたのであろう。

享保十二年、いよいよ所領の引渡しとなつた。「正月二日、御代官平岡彦兵衛様、大坂より御越被遊、十一日ニ郷村御請取被成候而彦兵衛様々々町中共御支配被成、同廿五日壹万五千石之郷村彦兵衛様豊岡御役人様方へ御館にて御引渡有之、残り村々ハ御料付ニ被成候、彦兵衛様廿六日湯島へ御越被成、豊岡御茶屋御役



写234 湯島陣屋跡（城崎町湯島）

江戸中期、一時的に大坂・京都・生野各代官所の出張陣屋であった。いま「御所の湯」となっている。

所ニ罷成候」(同前)とあって、豊岡領三万三〇〇〇石は「一たび代官・平岡が請取り半月後、新たに一万五〇〇〇石が京極家に引渡されたのであった。かくて、上知分の村々は天領支配となったのである。

上知村々の

享保の減知によって、あらためて豊岡藩領となった村々は本編第二章で述べたとおりである。

支配の推移

豊岡藩新領一万五〇四八石四斗二升一合のうち、『女代神社文書』によれば、庄屋敷引き(屋

敷地の貢租を免除すること)が城崎郡内に四斗三升九合・二方郡内に六石七斗五合あり、また年々、荒引き

(災害などで貢租を免除すること)が城崎郡で七七〇石一斗七合・二方郡で五二六石六斗三升四合、このほか

二方郡に当引き(貢租を当年限り免除すること)が三四石九升

一合あるので、これを差引いた一万三七〇九石二斗二升二合が

実際の毛付高(作付高)であり、この取り米(年貢取立高)は

六九五四石八斗三升五合で惣高の四ツ六分二厘二毛に当たり、

毛付高に対しては五ツ七厘三毛半の租率となっている。

なお、豊岡藩の当時の貢租は、例えば表81(六三八ページ)

に掲げるような諸役・運上が課せられていた。

さて、享保の減知で天領となった村々は、その後、享保十四

年七月、「平岡彦兵衛様御替り被遊候而、江戸より千種清右衛門

様御越被遊御支配」となり、同十五年七月、またまた千種代

官の転任によって「丹後湊御役所付鎌田組八ヶ村御支配所にて

下宮村を森組田結村迄十四ヶ村御預所」となつて小泉市太夫の支配となり、川西は生野所屬となつた。

同年十二月には保木彦太郎の支配で「城崎郡五拾ヶ村共不残作州土井御役所付」となり、湯島御役所（代官出張陣屋）には手代・狩野藤八が一人詰めて城崎郡の天領の直接支配に当たつた。

その後、享保十七年に生野代官所支配に移り、延享二年に丹後・久美浜代官所の支配となつてからは、ときに生野代官所預りとなつたほかは、おおむね久美浜代官所の支配で明治に至つた。

なお、享保十七年に廢止になつた湯島陣屋あとは、湯島を支配する代官所の休息所となつた。

家臣団の縮少と 三万三〇〇〇石から一万五〇〇〇石へと豊岡藩の所領が一挙に削減されたことは、「近年豊
禄高の削減 岡表御勝手御不如意ニ付次第ニ御高免ニ成」(『三宅家文書』)と、ようやく藩財政の窮乏が

顕在化しつゝあつた時だけに、豊岡藩にとっては大打撃であつた。

藩当局としては、何を措いても強力な財政措置が必要となつた。藩主・高永は襲封と同時に、享保十一年九月十九日付で藩士一同に新しい藩主名で知行目録を交付したが、このとき、藩の重臣・舟木左京の知行高は七〇〇石から三〇〇石へと大幅に削減されたのを始め、藩士一同に対しても禄高の削減を大幅に行なつてゐる。

いま、宝永六年(一七〇九)と寛政十二年(一八〇〇)の兩『藩士分限帳』の中から、一〇〇石取り以上の藩士数を取上げて比較してみると、第二編第三章に見られるように宝永度の最高知行高一二〇〇石に対し、寛政度は二〇〇石が最高となつており、宝永度の二三〇石から一二〇〇石の二一名分は寛政度には全く見られない。また、職制から見ても、家老など上級藩士ほど削減の傾向が顕著に認められる。

享保十二年四月、藩当局は領内の富民に依頼して銀五貫五〇〇匁を借り上げ当面の財政難の手当てとしたが、

同時に藩士一八七人の籍を削って新知に見合う藩士数にと人員削減を進めた。宝永度に比して、寛政度には藩士数が半分以下に減少していることが見て取れよう。

当時、藩の禄を離れた家臣たちを記録類から拾ってみると、まず家老の家柄で赤穂藩家老・大石良雄の妻・りくの子、石束源五兵衛毎平があげられる。

源五兵衛は少壮にして加判（執政の職）に列し、禄三〇人扶持を与えられていたが、享保十二年（一説に十一年）二月、故あって職を捨て藩を脱し、京都に走ったという。その後、享保十七年になって召還され、加判に復したと伝えられる（『豊岡誌』）。

また、『舟木家系図』によれば、老之助の弟・安長は新知の時に御暇を賜わり、和泉・高取の植村家の老臣・中谷清右衛門の養子となったという。

また『天保御法制御制度記』（『舟木家文書』）の中の「由緒書写」に、堀源吉・生駒権之進・岩崎豊太郎の三名は、御人減らしの節、御暇を賜わったが、追って帰参したと記されている。

以上はいずれも復籍した事例であるが、こうした人たちはまだ恵まれている方で、九日市下ノ町の渡辺七郎左衛門家の系譜によれば、五代目・七郎左衛門了信の後妻・妙専は、元・豊岡藩士の娘で、父は京極家半知の時に氣比村に浪人した人といい、妙専は石束源五兵衛の娘・お石（りく）と竹馬の朋友であったと記されており、藩士の削減で浪人となり、豊岡近郷に住みついた者があったことを示している。

上知新領の貢租 享保の減知によって上知新領となった旧・豊岡藩領の村々には早速、享保の幕政改革による負担の増加 貢租増徴策の貫徹が図られた。

「御私領上知之節、平岡彦兵衛様御吟味にて、御廻米に可_レ仕旨被_レ仰付_二」たが百姓側が、豊岡領時代には産米の質が不良を理由に所払いとされて来たことを訴えたので、平岡代官は「過分之増米を以皆銀納被_レ仰付_二」た（明和八年・但馬国気多郡惣代より久美浜代官所宛『奉差上口上書』、日高町・垣谷家文書）。

加えて、豊岡領時代の負担（石高に対する税率）に対し「御領一統之義」であるとして加免（増率）のうえ、享保十二年から十四年までの三ヶ年切の定免（豊凶にかかわらず一定税率とすること）を命じられた。

百姓たちは御検見取り（コメの出来高を検査して課税すること）を願ひ出たが、幕府の御仕法であると「急度被_レ為_二仰付_二候故無_レ抛奉_二御請_二」らざるを得なかつたという。

上知新領に廻米（海路・大坂に送る年貢米）をちらつかせて高率の皆銀納と定免制が押付けられたのである。享保十四年六月の城崎郡惣百姓より湯島代官所あての『乍恐御訴訟口上之覚』（『三宅家文書』）によると、

すでに豊岡藩領であつたころでさえ「近年豊岡表御勝手御不如意_二付、次第_二御高免_二成、及_二困窮_二迷惑仕候故、よりより御用捨之御願申上置候処、御料_二罷成_二」り、大いに喜んでいたので、あに計らんや「豊岡領之節之御免相に三、四歩之御増免被_レ為_二仰付_二」、そのうえ同年暮からは六尺給米・伝馬宿入用・御藏前入用などの高掛物（本途物成_二コメ年貢_二に付加される雑税）が新規に課せられ、ますます高免になってしまった。

また、年貢の納入も「私領之節は二里三里之処、舟又ハ牛にて御納所米御藏へ附込、其日帰り」で簡単だったのに、上知とともに皆銀納となつて、銀納値段も豊岡町平均値段に御加銀を仰せ付けられたため年貢の上納日限までには是非とも換金せねばならず、このため売急ぎの足元を見た米商人に「色々廻し、なぶり買い」に買い叩かれ、銀納値段の四、五割方も安くでしか米は売れず、享保十二、三年の間に、田地は残らず豊岡町

第七章 豊岡藩の試練

表79 祥雲寺村(高275石4斗7升)の上知前後の年貢

年貢の種類		享保11年 免状	享保12年 免状	享保12年勘定目録	
本 途 物 成 (本 税)	毛付	石 207.874	石 207.874		
	取米	139.911	152.335		
	(租率)	(50.79%)	(55.3%)		
	(毛付割)	(67.3%)	(73.28%)		
	新田高	11.015	11.325		
	取米	3.412	3.775		
取米合計		143.323	156.110	皆銀納 5貫354匁57	1石を 34匁3分かえ
小 物 成 と 高 掛 物 (付 加 税)	山役		石 1.41	代銀 88匁5.2	
	楮役		.04		
	茶役		1.005		
	苳畑役		.1257		
	口米		4.7607	代銀 187匁1	1石を 39匁3分かえ
	口銀		.94	0.94	
	桑役		31.33	31匁33	
計			享保12~14年 3ヶ年定免	銀 貫 匁 5.662.42	

人の手に渡り、かろうじて年貢を納入する始末である。たまたま、享保十三年はたびたび出水があり、損毛が多かったので破免御検見を願い出たが、「高百石ニ付、凡三拾八、九石までの損毛にては御引方不_レ被_レ下候由被_二仰渡_二、高持百姓たちは田地を他

領へ質物に入れ、他借をもって年貢を上納しなければならなかったという。

このため訴状は、享保十四年からは豊岡平均値段の三割引きの銀納値段とするか、または皆米納にして年貢米は所払いとし、廻米をしないで欲しいと訴えている。

以上のような貢租の変化は祥雲寺村の年貢免状、および年貢皆済目録でもはっきりと認められる。上表に見られるように、享保十一年の豊岡藩領時代の年貢取米は、毛付高に対し六ツ七分三厘であつ

たのに対し、代官領となった享保十二年からは七ツ三分二厘八毛となり、取米合計は一四三石三斗二升三合から一五六石一斗一升へと九割方増額となっているし、享保十四年六月の宮井村の覚書（『三宅家文書』）でも、豊岡藩領時代の同村の年貢辻（年貢の合計）が四三九石八斗八升七合であったのに、天領となってからの享保十三年の年貢高は四五九石二斗二升一合と十三石三斗三升四合の増免となったうえ、銀納値段は本田・新田・小物成取米分が銀納値段三三匁五分、御口米（代官所の経費にあてるため本租に付加した税金）が三八匁五分とされたから、年貢銀納高は一五貫四五匁七分九厘一毛にもなった。

これに対し百姓の実際の米の売り値は、初納分のうち八〇石が石当たり二七匁五分・一五〇石が二八匁、中納分のうち一〇〇石が二六匁五分・同八〇石が二二匁五分、後納分四九石二斗二升二合は二五匁で、売上げ代銀の総額は十二貫八〇匁五分五厘にしかならず、差引き三貫三七〇匁二分四厘の赤字となり、この分の埋合せに米一三〇石一斗二升五合を余分に負担しなければならなかったという。

しかも三ヶ年の定免請も、享保十五年の皆済目録では五ヶ年請に実際はなっており、加えて祥雲寺村の高掛物は、御伝馬宿入用が三匁八分四厘・六尺給米十二匁八分・御蔵前入用四三匁二厘の計五九匁六分六厘の新税の負担増となっている。

享保十三年には新たに備荒貯穀のため困い粃が命じられたが、城崎郡奈佐組十二ヶ村の百姓は「村々百姓、翌年之種粃も困兼候」ほどの困窮ぶりであるため、当郡は土性が悪くて粃の質が悪く、また困い粃をするにも土蔵もないので鼠喰いができる、困い粃の容赦を願ひ出た（享保十三年十月『三宅家文書』）。しかし困い粃は強行されたよう、享保十七年には村々の困い粃の蔵が届け出されている。

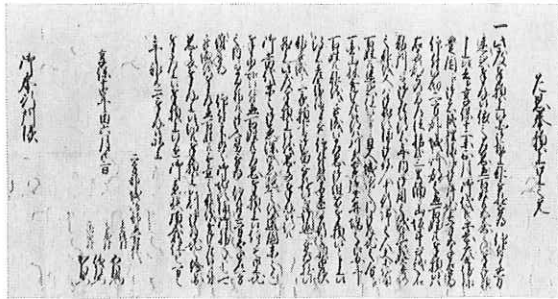
この他、私領と天領との経済的負担の相違は、年貢免状などには表われないところにも存在した。私領の場合「大川附村々ハ用水井堰・道・橋・御制札場を始、庄屋・年寄・肝煎給に至る迄、御領主様より御下げ被相成候得共、御料ニ右様之廉ども不残村入用ニ相成……且亦、川除御普請所之義も前々より相当の米銀被下置候処、近来ハ至而御手薄、亦ハ年延等ニ被仰付、大半自普請同様ニ相成」(日高町『河本家文書』)というような負担増となつたのである。

減知後の豊岡藩政

減知以後の豊岡藩政については、先述したような藩士の人員削減と、禄高縮小を始めとして、藩政上に相当大きな影響があつたはずであるが現在、それをうかがい知ることのできる史料はほとんど残されていない。

享保十四年五月、城崎郡の上陰村・五左衛門らを代表とする豊岡藩領城崎郡・二方郡の惣百姓は、豊岡藩領時代には「御地頭様ニも御勝手方御難義被遊候得共年々作食米非人扶持等被ニ仰付、御慈悲を以漸百姓相統」し来たつたが、豊岡藩の減知後は「百姓共江之御慈悲御拝借米可被成下様無ニ御座、惣百姓共飢ニ及迷惑至極」の事態となつた。そこで何とか御慈悲に預りたいと願ひ出たが、願ひは取上げられなかつたので、同年六月二十二日、二方・城崎両郡百姓惣代は再度、愁訴を繰返した。

すでに、平岡彦兵衛着任のみぎり、二方・城崎両郡との間、道法拾式三里隔り、山坂斗ぼかりにて越石難所ニ而御座候得バ……御用之儀ニ付百姓共通路之難儀又ハ御地頭様御役人中行婦之人夫等何角百姓共迷惑仕……且又、城崎之内御料地之分一円に山林無ニ御座ニ候ハバ、川欠普請并井堰之節毎年百姓共難儀」するので、何とか組替えをしてほしいと願ひ出たが、代官は「取次難被成と一夜願書御留被遊候而」突き返してしまつた。そこ



写235 享保14年に京極領惣百姓惣代が提出した領地組替え願い、
(京都市・猪子登季子氏蔵)

文化三年（一八〇六）になって、戸牧村が豊岡領にもどされ、代わりに佐野・木内・下陰が天領となり、二方郡でも一部で所領替えが行なわれたものの、農民が期待した二方郡を天領に、豊岡領は城崎郡内のみとする農民の愁訴は、ついに実を結ぶことはなかった。

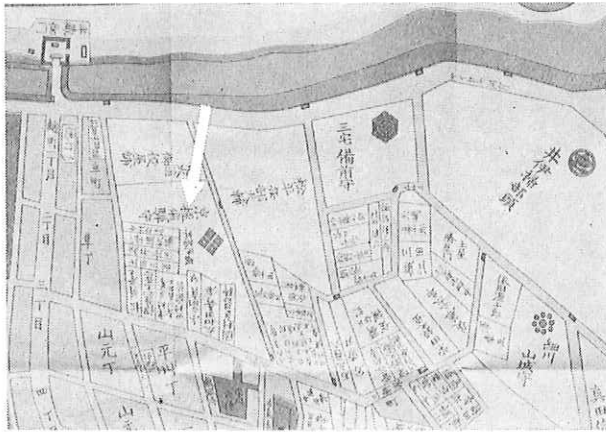
さて、享保滅知後の藩財政窮乏に加えて、享保十二年十二月十日には江戸麴町の豊岡藩江戸屋敷が類焼によって全焼し、つづいて享保十六年四月十五日にも江戸屋敷の一部が類焼している。江戸屋敷の焼失はしばしば

でいま一度「御上地之内ニ而如何様共御入替」してほしい、これによって「御地頭様御勝手に罷成…惣百姓共無益之難儀」もなくなり一石二鳥であるとして所領の入替えを嘆願している。

しかし、これまた取上げられず、ついで同文の願書を同年六月二日、寺社奉行・土岐丹後守頼よと総の御役人中まで提出したが、これも御取上げにはならなかった。

そこで、ついに「千万奉_レ恐義ニ奉_レ存候得共奉_ニ御箱え入_ニ候」こととして、目安箱に投書するにいたった。

「近年御料私領と相分申候而、山林入相（会）之場所、海川入相（会）之艸場出入之義数多有之候得共、今日之渡世も仕兼申候百姓之義ニ御座候得バ、出入取繕ひ申力無_ニ御座、其上先々ハ必能借しかり仕候義も近年ハ必至と相続難_レ成」いので、是非とも所領替えを願いたいと訴えた。しかし、八〇年後の



写236 豊岡・京極家の江戸上屋敷のあった麴町付近の図

見られた。三代藩主・高榮の代の正徳五年三月二十七日にも向柳原にあった江戸屋敷が類焼し、このため同年四月に麴町に代地五四〇八坪が与えられていたもので、一〇年余の間に二回の全焼と、一部の焼失一回という火災で、再建のための出費は莫大なものとなった。

このため、豊岡藩では享保十五年に藩財政融通のため藩札を発行しているが、翌十六年の火災後は、領内の村々に高掛りで御用銀を上納させることとし同年九月十日、高一〇〇石につき金二分を賦課した。金一両は銀六〇匁換えであったから、城崎郡には銀三貫九二匁八分八厘、二方郡には一貫四二一匁六分四厘の賦課となり、総額は銀四貫五一四匁五分二厘の額となった（『女代神社文書』）。

藩財政窮乏の慢性化には従来、踏襲されてきた門閥主義的な藩政担当者の任用では効果が期待できない。享保の幕政改革に見られるような新しい封建官僚群の登用が必然となる。

豊岡藩でも、そうした藩政路線の転換が試みられたようである。

豊岡藩家中きつての重臣・石東源五兵衛は、先にも触れたように豊岡藩滅知直後、致仕して藩籍を離れたものの、その後の享保十七年に召還されて加判に列し、元文年間には世襲の家老

職に任じられていたが、延享四年（一七四七）秋、にわかに職を解かれて塾居を命じられたという。翌五年春には赦されてふたたび家老に復したものの以来、君臣の間に猜疑を生じてわだかまりが解けず、ついに寛延元年（一七四八）までもや致仕して藩を去り、ついに京都に移り住むにいたったという。

藩主・高永と家老・石束源五兵衛との確執については、後年、『鳥井日記』が文化十一年四月十三日の条で「御勝手直し倉持左膳と申者御抱ニ相成、御勘定所相勤、在町へ大騒之御用銀振掛ケ、諸事取計方甚不熟候ニ付、石束様篤ト御上へ御諫言被_レ成候得共、無_ニ御聞入等、左膳御用ニ付御立退被_レ成候と承伝候」と記しているところから、おそらく享保滅知後の藩財政再建にあたって、財政手腕に長けた倉持左膳なる人物が新規召抱えとなり、重用されるにいたったのに対し、京極家歴代の重臣として、藩の柱石と自ら任ずる石束源五兵衛は、家老ながら藩財政の運用からは疎外され、次第に意固地となったあげく藩主に直諫しては、なおさら遠ざけられる始末となり、ついに自ら墓穴を掘るに至ったものと思われる。同じ寛延年間、播州・姫路藩でも世に有名な河合寸翁の祖父・定恒が時流に棹さす吏務派の国家老や江戸詰公用人と相容れず、ついに兩人を謀殺して自らも切腹するという事件が起きている。寛延期は諸藩ともに、まさに藩政運営上、大きな転換期であった。

なお、『鳥井日記』の記事のつづきに、倉持左膳の御用銀振掛けで、鳥井家も六貫目の御用銀が課せられたが「在町一統出銀不_レ致候ニ付」賦課の人数をふやして割当て高を引下げたから、鳥井家では一貫六〇〇匁の上納で事がすんだといい当時、鳥井家には倉持左膳の受取書が残されていたと記されている。

減知後の村 元禄・享保期の商品貨幣経済の進展は、次第に農村構造に変質をもたらした。享保九年の楽音寺
々の動き 村・新右衛門の代表越訴に見られたように村落共同体指導者の地位は、ようやく動揺を始め百姓

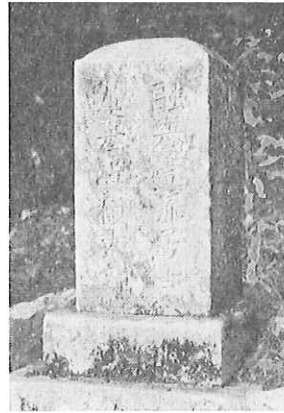
たちのうっせきした不満は領主の交代とか、幕府巡検使の回村の機会をとらえての愁訴・陳情の形をとるようになっていった。

ここ豊岡周辺の村々でも、豊岡藩の減知を契機に、そうした動きが見られた。

享保十一年、減知によって天領に組み込まれた城崎郡佐野村の太兵衛・政右衛門・武左衛門・弥左衛門・忠右衛門・六左衛門の六名の百姓は減知から一ヶ月余の十月二十九日、庄屋・四郎左衛門を相手取って公儀に訴えをおこした。

提訴の趣旨はこうである。前年、佐野村の前川原の地所開発の件について江戸に出訴した際、旅費などを村中で高割りに負担したが相당한費用を要したため、百姓たちは田畠や家などまで売払って賄ったのに、その取支決算を庄屋・四郎左衛門はいまだにしてくれず、百姓どもはひしと迷惑していること。佐野村は古来、高二三〇石余の田地があるが、年々川欠けとなって現在の毛付は一六七石にも落ち込んでいる。それなのに四郎左衛門は庄屋給を従来通り旧高の一分・二石三斗余を毎年、御年貢同然に取っている。また、村高二三〇石余にかかる諸役は村中でつとめているのに、庄屋・四郎左衛門は諸役の負担を全くつとめない、四郎左衛門にも相應に諸役を負担させて欲しい、など庄屋の不正・怠慢を訴えるものであった。

右の六名は引続き十一月二日にも「乍恐追而奉指上口上書」を提出しているが、追訴の内容は宮谷の惣分の下田三畝二一歩を四郎左衛門が自分の抱え高のうちに取込んでるので惣分持ちに戻して欲しい。また、佐野村船渡場の土手下にあった村中の肥置場を四郎左衛門が同じく抱え地に取込み、百姓どもは肥置場がなくなつて困惑しているので戻して欲しいというものであった。



写237 北山善次郎夫妻の墓
元文2年没とある。赦免されて帰村した年月と矛盾するが、現在では調査の手だてがない

しかし、訴訟は公儀の吟味の結果、原告六名の敗訴となり、彼らは永々手鎖・追込めに処せられた。

それでもなお、彼らは三年後の享保十四年九月四日、今度は大庄屋の九日市上ノ町村の七郎左衛門に、川欠けで荒地の田となった六〇石余の諸役を、村中で開発した畑の収穫分であてて欲しいと願い出た。この結果は、またもや代官の裁決によって敗訴となり、ついに彼ら六名は大庄屋・

七郎左衛門に論議の畑につき今後どこにも訴え出ない事、もし訴え出れば如何ようにも曲事として処罰されるも異議はないと陳謝し、全面敗訴で終結した（『信部家文書』）。

享保年間の当地方の村々では、村落支配者層の指導力はまだまだ強力で、領主はこうした村落支配者を利用することによって農民支配を有効に進めることができたのであった。

滝村庄屋・善次郎 城崎郡滝村は奈佐谷・大浜谷の村々とともに、享保の減知によって豊岡藩領から天領に組の越訴 込まれた村である。

天領への組入れの結果、すでに述べたように増免に加えて、定免制・高値の石代銀による皆銀納制・高掛物の新税賦課など百姓にとっては大きな負担増となった。

このため享保十二年以降の但馬一円の天領の村々では、しばしば石代銀納制の反対について愁訴するところがあったが（浜坂町『大郷長文書』）、享保十五年以後も数回にわたって貢租負担の旧・豊岡藩領時代の制度へ

の復帰が嘆願された。しかし、代官所は全く取上げようとはしなかった。

こうしたなかで、享保十六年に旱魃があり、竹に実のなる凶作となった。そして翌十七年には五月から八月にかけて雨が降り続き、稲には虫がついて大凶作となり、西国一带は大飢饉となった。凶作は元文二年（一七三七）にもおこり、享保く元文期の幕藩領主による諸改革と収奪の強化に、こうした凶作が加わって庶民の窮乏は一層、悲惨なものとなったのであった。

かくて、ついに城崎郡五〇ヶ村の庄屋は連署して、滝村庄屋・善次郎を惣代として江戸に送り直訴することを企てた。

訴状（『三宅家文書』）によると、

「享保二十年の年貢の上納は、在払米が下値であるため、おそらく多分の売間銀（売却損）ができるに違いない。このため冬の内は上納を勘弁して延期してほしい。昨享保十九年の御囲糶代銀は年内に御取立てを命じられたが、その石代値段は三二匁一分三厘であったが、在払米はずっと下値になっているので、年内に米を売払うとさらに下値になって、売間銀も多額となるから是非、来春まで上納を延期して欲しい。去る享保十七、八兩年の凶作で夫食米を拝借し、その返納を享保十九年からすることにしていたが、去年は取立てを免ぜられ今年から返納することになっている。そうなると諸負担が一斉に重なって年貢の上納も覚束なくなるので年延べにして欲しい。当享保二十年も悪作のため、定免を命じられている村々はとても迷惑している。何とぞ御慈悲を以て御勘弁下さい。惣百姓が相統できるようにしていただきたい」というものであった。

惣代の善次郎は江戸に赴いて、時の勘定奉行・稲垣淡路守に駕籠訴した。彼はこのため直ちに捕えられて伝馬町の獄に投じられた。時に享保二十年十一月であったという。

四年後の元文三年十月、彼の願意はようやく老中の青山下野守・水野出羽守らの取上げるところとなり、その結果、善次郎は赦免されて帰村したというが、この年月は墓碑の死亡年月とは矛盾する。

しかし、この事件に奔走した善次郎は、その家財がすべて豊岡の鍋屋義兵衛方に質流れとなったのを始め、持高六六石六斗余の田畑もほとんど失ったという（弥勒寺『寺伝』『過去帳』）。善次郎は失意のうちに元文二年十月二十七日に滝村で没した。法名「融誉宣流居士」。墓は滝村の総墓地に現存する。

この後も但馬地方では、元文三年暮に生野銀山の下財（鉱夫）による強訴と、朝来郡天領村々の強訴がおこり、元文四年には七美郡の村岡藩領でも強訴が勃発して、但馬の村々は騒然とした状況が続き、そうした百姓たちの抵抗を通じて幕藩領主層の収奪の後退と、改革の挫折が余儀なくされていったのであった。

第二節 藩財政の窮乏と一揆の頻発

貢租の変遷

豊岡藩領の貢租は正米納を原則としたが、二方郡の豊岡藩領の村々では対田村の大庄屋所にあった藩の米蔵に米納したものを、在払いて藩庫には銀で収納された。

租率については城崎郡祥雲寺村に正保二年（一六四五）以降、年々の年貢免状が残されているので、享保十二年までの豊岡藩領時代の租率は確認できるが、それによると年次により、増減の動きは甚だ大きいがおお

むね寛文期は毛付高の六ツか七ツ・延宝期は七ツ三、四分・元禄期が七ツ三分・享保期は七ツ四分となっている。ただし、豊岡藩領では村により租率に違いがあり、享保十二年の時点では城崎・二方両郡平均の租率は毛付高に対し五ツ七厘三毛半、高に対しては四ツ六分二厘二毛となっており、享保十八年の定免請高が城崎郡では高に対し六ツ三分八厘であったのに比べ、二方郡は五ツ二厘余と相当な開きがあった。

豊岡藩は、領内での米供給量が不足する藩であるため、少なくとも城崎郡内の領域からの年貢は、現物(米)で納入させていたが、町屋敷年貢や二方郡領内からの納入のために石代銀納値段を定めている。

いつごろから始められたかはっきりしないが出石藩と同様、福知山・綾部・田辺・宮津・竹田・豊岡各地の銀納値段や米市場値段を聞き合わせ、その平均を銀納値段に採用している。しかし、文政年間からは銀納値段がとくに高くなり、文政九年(一八二六)には他藩に比べておおむね十四匁も高くなっている。

出石藩領の村々の貢租は、後述するように天領が漸増傾向があるのに対し比較的、停滞気味で『神美村誌』によれば神美地区の村々の租率は近世前期でおおむね五ツ台・中期以降は六ツ台となっている。

出石藩での石代銀納制の採用は享保九年からで豊岡藩の場合同様、近隣の銀納値段や米市場値段の平均値が用いられたが、文政年間にはその平均値段に二〜四匁の増銀が上乘せされた。このため文政年間にはおおむね竹田町の米相場より四匁以上高値となっており、ことに文政十一年には十一匁も高くなっている。

天領の村々のうち、享保新領の村々については、既述したように皆銀納制がとられた。天保六年に出石領から天領支配となった加陽村の庄屋・水島仁兵治家に残されている石代銀納値段は表80の通りである。

銀納値段は、豊岡値段の上・中・下の平均米価に一定の増減を加えるものであるが、その増銀は享保二十年

表80 石代銀納値段表

(『水島家文書』より)

年度	値 段 (匁)	年度	値 段 (匁)	年度	値 段 (匁)	年度	値 段 (匁)
享保 9	25.92	10	24.322	8	33.774	3	28.814
10	26.50	11	21.156	9	40.219	4	42.259
11	25.00	12	22.538	10	40.021	5	35.722
12	29.30	13	25.00	11	34.549	6	42.029
13	29.00	明和元	29.178	12	41.404	7	65.783
14	19.75	2	30.542	享和元	33.169	8	39.022
15	20.30	3	31.056	2	35.384	9	56.075
16	23.25	4	34.542	3	28.074	10	32.593
17	42.75	5	36.80	文化元	25.557	11	30.006
18	31.00	6	32.019	2	23.027	12	30.087
19	29.63	7	35.117	3	21.121	13	31.90
20	26.90	8	31.113	4	33.05	14	36.025
元文元	30.65	安永元	31.458	5	40.665	弘化元	38.50
2	30.57	2	26.492	6	28.14	2	47.88
3	45.862	3	22.10	7	26.284	3	43.32
4	43.512	4	25.531	8	24.709	4	38.19
5	48.833	5	31.092	9	22.402	嘉永元	38.76
寛保元	41.573	6	30.863	10	28.519	2	47.50
2	36.156	7	31.37	11	29.028	3	58.71
3	34.035	8	27.56	12	27.020	4	39.90
延享元	40.04	9	25.401	13	31.295	5	43.32
2	40.66	天明元	26.694	14	25.310	6	41.61
3	36.269	2	38.857	文政元	22.465	安政元	43.605
4	35.269	3	40.042	2	20.072	2	36.48
寛延元	36.042	4	30.442	3	20.441	3	35.402
2	35.179	5	30.024	4	22.302	4	45.68
3	34.688	6	41.788	5	23.726	5	56.529
宝暦元	28.721	7	36.584	6	23.406	6	54.245
2	22.184	8	34.643	7	24.409	万延元	85.079
3	24.309	寛政元	36.808	8	34.343	文久元	65.81
4	22.463	2	25.386	9	26.72	2	56.668
5	40.318	3	36.746	10	23.682	3	71.946
6	30.322	4	40.24	11	33.268	元治元	82.224
7	29.853	5	29.323	12	30.014	慶応元	—
8	34.896	6	26.967	天保元	32.392	2	—
9	32.584	7	37.920	2	29.297		

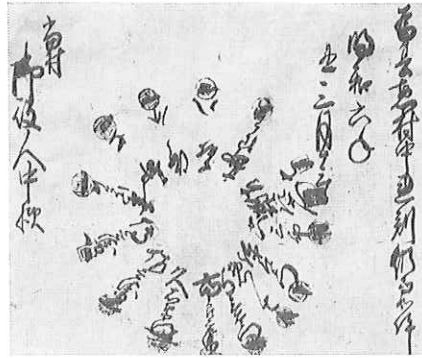
に生野代官支配とされた際、代官・小林孫四郎が江戸廻米を押付け、村々の反対で廻米を取止めた代わりに豊岡米相場の上米値段の四匁増を命じた。しかし、これまた百姓の反対を受け、翌二十一年からは豊岡相場の上・中・下平均に四匁増となった。その後、寛保元年（一七四一）の代官・堀江清次郎の支配のときからは、気多郡・養父郡は五匁増に引上げられ、城崎・二方郡は四匁増のまま据置かれた。

以降、天領の村々には銀納値段の引上げがしばしば行なわれている。明和八年（一七七二）には久美浜代官・今井平三郎が支配村々に江戸・大坂への廻米を命じ、もし廻米ができないのなら江戸・大坂の蔵出来相場で銀納せよ、これもできない場合は従来銀納値段にさらに冥加銀を加えよと命じた。廻米をちらつかせることによって銀納値段の引上げをはかったものであるが、この際は天領村々が共同歩調をとって反対し、ついに断念させている。

また、寛政二年（一七九〇）にも久美浜代官は江戸・大坂への廻米のため支配村々に年貢の米納を命じたが、村々では皆銀納を嘆願して聞入れず、翌三年十月には城崎・二方・気多・養父の四郡の天領村々は逆に米納を嘆願して、貢租の増徴を目論む幕府の方針に強い抵抗を示している。

この後、天保十二年（一八四一）・同十三年・嘉永七年（一八五四）にも代官所は廻米を持出すが、そのたびに天領各郡は足並みをそろえて廻米停止を愁訴し、それを阻止しているのである。

宝暦七年の 享保改革期につづく宝暦（天明期（一七五一〜八九）の幕政は、田沼時代と呼ばれる。都市や豊岡藩一揆 村の新しい様相の展開に対応して、幕府や諸藩の施政はその政策の転換を余儀なくされ、あいついで新政策が多面的に打出されていった。



写238 年貢の軽減を掛け合ってほしいと村役人に嘆願する村人たちの団結を示す傘連判
(祥雲寺・伊地智浅江氏蔵)

有毛検見取法や新田開発などの年貢増徴策も宝暦期には限界に達し、幕府は宝暦十一年十二月以降、大坂などの大都市町人に御用金を賦課して、町人資本に依拠する新財政政策を展開することとなる。

こうした情勢の中で、豊岡藩では享保十五年に藩札を発行して、藩財政運用の円滑化を計ったが、その後も元文元年（一七三六）と延享五年（一七四八）に札改めを行ない、宝暦年間と明和三年（一七六六）にも新たに銀札を発行して、藩財政の窮乏化に対処の手を打っている。

この間、第五代藩主・高永もようやく十五歳を迎え、享保二十年七月二十八日には八代將軍・吉宗に初めて御目見し、同年十二月十六日に従五位下・甲斐守に叙せられた。

しかし、減知後の豊岡藩政は並大抵ではなく、このため藩論は割れ、分裂抗争のくりひろげられたことは既述したとおりである。

減知後の財政窮乏から、しばしば多額の御用金が領民に課せられるとともに、藩士への諸般の規制も相ついだ。

宝暦四年正月十八日、下級藩士である無足列が駕籠のまま藩御門を通行することを禁じ、宝暦七年六月二十六日には藩士が領民に対し金銀の無心をしてはならないこと、宝暦八年十一月十九日には御郡方の役人が田地おごりかた

検分する際は駕籠を用いてはならず、また弁当の持参を命ずるなど（『舟木家旧記』）、藩士への綱紀引締めをやっきとなっている。

こうした措置は、当時の藩士たちが享保減知後の禄米削減で窮乏して、領民に対し機会あるごとに無心やたかりを行なつて、士風が弛緩していたことを暗示するものである。

こうした藩政の失態が、ついに宝暦七年の強訴を惹起した。この年十二月十七日、城下に七〇〇人、翌十八日には一〇〇〇人余の群衆が集結し、豊岡強訴の風評は丹後・宮津にまで伝聞されたという（『宮津日誌』丹後史料叢書第四輯）。しかし、この強訴については地元の豊岡に史料が発見されず、これ以上の詳細については知ることができない。

減知後の豊岡藩を拝領し、苦難の藩政を担当した藩主・高永は宝暦十年七月十六日、病床に臥した。八月六日には小田井神社で病氣平癒の祈祷が行なわれ、八月八日に福知山から医師も招聘されて治療にあたったが、八月十一日には領分一統の祈願も空しく、翌十二日豊岡の藩邸で死去した。ときに四一歳。豊岡の瑞泰寺に葬られ、霊瑞院前甲州刺史新豊華谷道涼と諡おくりなされた。

第六代藩主・父・高永の死によって宝暦十年十月十八日、嗣子・高品が封を襲い第六代・豊岡京極藩主とな

高品の治世 った。彼は寛保元年に江戸麴町の藩邸で生まれ、ときに二〇歳であった。翌十一年九月十五日、

第十代将軍・家治に初めて御目見し同年十二月十八日、従五位下・甲斐守に叙せられた。

高品の治世は、先代・高永の緊縮政策の継承であった。宝暦十一年六月十日、武芸の振興や儉約・礼儀などについて十五ヶ条の御触れを発し、七月十一日には藩士一統に生活の質素化のため、毎月十二日には魚を買わ

ぬことなど儉約についての具体的指示を達している。

この御触れ十五ヶ条のうち、注目されるのは藩士の序列の厳正化に関するもので、「御給人、無足と急度相分候事」との先代以来の方針が継承され、子ども遊びにも知行高をとる給人と扶持米をとる無足の間を分かつこととされて、無足衆への差別強化が一層進められていることである。

また明和二年七月五日、格式の別なく武芸の練習に励むことを始め、明和三年十一月十七日には「御役人共在町より賄等受申間敷事」、安永八年九月六日「御役用にて在町へ出張供応に預間敷事」、天明八年九月十九日「二方郡出張之御役人故なくして村役人へ立寄供応を受けざる事」など、綱紀肅正に関する御触れがしばしば繰返されている。

しかし、この間に宝暦十二年六月四日、豊岡町で大火があり町方大焼失という不幸があり、明和九年四月十三日にも鍛冶町・喜左衛門宅から火を発して、鍛冶町・中町・裏町の三〇〇余戸が焼失する大火があった。

また、明和六年（一七六九）は大凶作で百姓の困窮ははなはだしく、このため二方郡の年貢収蔵庫の対田御蔵所で、年貢米三四俵が盗まれるという事件がおこった。

犯人は久谷村の庄屋・重郎兵衛で、翌七年八月に捕えられて入牢となり、同年十二月二十六日に重郎兵衛は領内追放、家族は村払い、田畑は没収、家財道具は村に下げ渡し of 処分となった。『浜坂町・株本家文書』によると、この時、同村の百姓はあげて重郎兵衛の赦免を懇願したという。このことは、この事件がひとり重郎兵衛の単独犯行ではなく、困窮の極にある村内百姓のための犠牲的行為であったことを示唆している。

こうした状況にかかわらず、貢租の収奪は強化された。宝暦十四年五月十三日、二方郡で地改めが行なわれ

たが、これを敢えて「検地トハ不_レ唱事」と『舟木家旧記』は記しているから、新開田畑の検分か、毛付高の実検など、年貢増徴策が取られたものと思われる。また、明和二年十二月十七日には札幌役人が目付の支配下におかれるとともに、宝暦期に続き明和三年にも新規に「明和通宝」と称する銀札が発行され、藩財政の強化が一段と進められた。

ここで、天明初年の豊岡藩領の実態を概観してみよう。

天明二年の豊岡藩の貢租収入は、城崎郡分が四〇七六俵一升二合、二方郡分が四二四二俵三升で、計八三一八俵四升二合。これに冥加米八〇俵を加えた八三九八俵四升二合が総収入であった。

ちなみに、天明元年は虫害で不作にかかわらず一万七三四一俵五斗一升一合の貢租収入があったが、天明二年はより一層の凶作となり、とくに城崎郡村々が八八三九俵余の取箇（領主の取り分）減となったことが、収入減の大きな原因となっている（『女代神社文書』）。

天明二年の小物成・諸運上は次表に示すとおりで、総計は札・銀しめて五貫五二五匁一分八厘と米十七石とになっている。

天明二、三年の貢租収入の減少は、必然的に御用銀の賦課をもたらした。天明五年、中谷村では組中村々に割り当てられた十二貫目の御用銀中四〇〇匁を負担したが、この銀札四〇八匁は二七七石余の高割りで村内百姓に割り掛けられた。

しかし、翌六年正月七日には、またまた先納銀二〇〇両が組中に命じられた。一〇〇両分は村借りとし、残る一〇〇両分は延引のうえ三月に上納することとしたが、中谷村の負担分は銀一九六匁で、この銀札二〇〇匁

表81 天明2年(1782)、町・在の諸運上(京極領)

(『女代神社文書』)

運上別	金額 (匁)	備考
瓦 師	258.	86匁×3件
藪 下	10.	九日市上ノ町
鮭 網	60.	大磯村
糸綿問屋口銭	86.	43匁(盆)・43匁(暮)上納
中 嶋	243.7	
川 舟	129.	
塩問屋口銭	516.	200匁(盆前)・316匁(暮)上納
舟 往 来	10.	
町中米端売り	175.	1ヶ月1人1匁ずつ
町方骨柳師	37.	1ヶ年1人1匁ずつ
在方 "	63.	
木 地 引 き	(札) 30.6	二方郡相岡村。この銀30匁
銭	(〃) 6.3	二方郡指杭村。この銀6匁1分8厘
炭 竈	(〃) 10.2	二方郡境村。この銀10匁。8月から12月までの分
計	1貫634匁8分	
他に 米	17石	納屋進退運上
銀 札	3貫890匁3分8厘	城崎郡村々銀小物成
総 計	5貫525匁1分8厘	(銀札)
	17石	(米)

は村内の富農・市郎右衛門と利兵衛が立替えて、やっと上納することができた。

藩政路線をめぐる確執も依然、続いたようで、明和八年三月十六日には藩の重臣・前波藏人が江戸で突然、差控えを命ぜられ寛政二年二月二日には近習給人の石東兵衛が出奔し、同年九月六日には田村源右衛門が永の暇いとまを出されている。

石東兵衛は藩の筆頭家老で、舟木外記が舟木家と重縁関係にあった石東家の名跡を惜しみ、弟・安経に天明七年に家名をつがせたものである。また田村家も宝永六年(一七〇九)の『藩士分限帳』に

は物頭二〇〇石の武士で、豊岡藩では上級武士に属していた。

こうした藩財政の不如意と藩論不統一のなか、天明九年八月十一日に「殿様御放心多ニ付御家事不_レ被_レ成ニ御執事」(『舟木家旧記』)と、藩主は藩政を見るのが不可能となった。

このため寛政三年二月二十七日、峰山藩主・京極備後守高久の第二子を養子に迎え同年五月十一日、高品は隠居して家督を養子・高有に譲った。

高品は同年十一月二十六日剃髪して甲斐入道と称したが翌四年七月六日、五二歳で豊岡の藩邸に没した。瑞泰寺に葬られ、賢明院前甲州刺史馨普徳翁道侃と諡された。

出石下郷の
出石藩領下では、享保期以降も災害があいついだ。『但馬考』によれば延享元年(一七四四)四
明和の一揆 月三日、出石町が大火に見舞われて二四六戸が焼失したし、寛延元年(一七四八)六月には四、

五両日にわたり大風雨があつて、洪水のため田畑一万三〇〇〇石余が砂入りとなり、九月十七、八日にもまた
また洪水で一万一〇〇〇石の田畑が砂入りとなって、死者八人を出した。翌二年にも七月二、三日の洪水で二
万四〇〇〇石の田畑に砂入り、そして宝暦七年(一七五七)八月二十日に田畑水押し一万四〇〇〇石余、砂入
り一二〇石余、死者三人の被害があつた。その後も宝暦九年には六月五日から七月八日まで旱天の続いたあと
七月二十五日に出水。宝暦十二年にも洪水で水入り田畑一万八〇〇〇石余、死人一〇人、その他の被害を出し
ている。

ところが、またまた、明和五年(一七六八)の七月と八月に洪水があつた。明和五年から翌六年にかけては、
全国的に一揆の蜂起を見た年であるが、ことに上方筋では激しいものがあつた。



写239 徒党・強訴・逃散を禁じる高札
(大谷地区・田中家蔵)

たび重なる洪水被害で出石藩領村々の疲弊ははなはだしく、ついに十月に入って出石領下郷十三ヶ村で年貢減免を要求する強訴が勃発した。

以下『下郷十三ヶ村出訴咎之一件』(出石町『西村助太夫家文書』)によって概要を記してみよう。

十月十四日、大谷村庄屋・小兵衛は下郷十二ヶ村の代表者に自宅に集まるよう呼びかけた。

このうちから一〇人が小兵衛宅に集まり、この席で年貢減免を要求して一揆をおこすことが提案された。七名が提案に賛成し、翌十五日朝、水上村川原まで押出して強訴をする手はずをきめた。しかし、その夜、予定を変更して十月十九、二十日の両日、鳥居村の川原に十二ヶ村の百姓が集結することとした。十二ヶ村とは大谷・福居・嶋・伊豆・三木・片間・丸谷・安良・田立(田多地)(以上、現・出石町)、香住・上鉢山・下鉢山(以上、現・豊岡市)の村々であった。ただし、処分者名簿には中谷村(出石町・旧小坂村)の庄屋・百姓が含まれているから、実際の参加村数は十三ヶ村であったと思われる。

十四日の会合の席から、小野組五ヶ村へも使いが送られ、一揆への参加が呼びかけられた。

しかし、これを受けた宮内村庄屋・市郎右衛門は、村方の百姓たちにきつく参加しないよう注意するとともに、伴の義右衛門・弟の与右衛門はじめ親類や村方出入りの者を呼び集め、このたびの一揆に参加するならば、弟たりとも永く勘当、親類は義絶、出入りの者は出入りを差留めると申渡し、一揆への参加を強く止めた。

このため宮内村からは一人の参加する者もなく、ついに小野組五ヶ村は不参加に終わった。

藩庁側はただちに首謀者たちを捕縛し、十一月十一日から十六日にかけて取調べのあと、つぎのような処分を申渡した。

牢舎 計三人

大谷村庄屋・小兵衛、福居村庄屋・甚四郎、同村百姓・七郎右衛門

首鎖 計五人

三木村庄屋・□次右衛門、伊豆村庄屋・儀右衛門、上鉢山村庄屋六左衛門伴・十右衛門、安良村庄屋・弥右衛門、嶋村百姓・忠右衛門

手鎖 計十四人

田立村庄屋・市三郎、嶋村庄屋・幸八、香住村庄屋・平三郎、片間村庄屋・六兵衛、福居村百姓・直七、嶋村百姓・五郎兵衛、伊豆村百姓・善太夫、片間村百姓・弥七、三木村百姓・伊右衛門、丸谷村百姓・利兵衛、下鉢山村百姓・七右衛門、大谷村百姓・十兵衛、上鉢山村庄屋・六左衛門

追込め 計十三人

福居村百姓・太右衛門、嶋村百姓・半七、三木村百姓・彦左衛門、上鉢山村百姓・惣四郎、安良村百姓・徳右衛門、香住村百姓・幸次郎、田立村百姓・新九郎、下鉢山村百姓・忠兵衛、大谷村百姓・甚次郎、中谷村庄屋・八郎左衛門、同村百姓・与惣兵衛、久兵衛、次右衛門

以上、総計三五人が処分されている。もっとも重い牢舎に処せられた大谷村庄屋・小兵衛、福居村庄屋・甚

四郎らが首謀と目されるが、参加十三ヶ村のうち丸谷村を除いた十二ヶ村の庄屋と十三ヶ村の重立った百姓が二、三名ずつ処分されており、この一揆が村落共同体の結合がようやく動揺を始めた但馬農村の、庄屋主導型惣百姓一揆の典型であったことを示している。

天明の飢饉と

但馬の天領、ことに生野代官所支配の村々では、貢租増徴に反対して延享三年には朝来郡大月久美浜騒動 村で愁訴があり、延享四年には朝来郡千歳村・大月村などで愁訴があいついだ。

ことに大月村では窮民が生野代官所に訴えて「乞食札」八三枚を貰い受け、道ばたに食を乞うたという。

享保の減知以降、豊岡藩領の村々では重租にあえいでいたことは既述したとおりで、宝暦四年十月、佐野村庄屋・四郎左衛門は七〇日におよぶ永照りで米作の早損はなはだしく、来春の耕作も覚つかないと貢租の減免を嘆願している。

それにもかかわらず、天領の村々は廻米を口実に定免制と石代銀納の引上げが繰返されたのであったが、天明二年（一七八二）の祥雲寺村の『奉差上拾ヶ年御定免御証文之事』（『伊地智家文書』）によると、村高二八六石七斗九升五合のこの村では、永荒引きで毛付高が二一九石七斗六升五合しかならなかったのに、この取り米（年貢納入高）は安永六年（一七七七）の検見取りでは一五七石二斗九升三合となっていて、このなかには定免御吟味につき増米一石四斗五升五合を含んでいたが、安永八年からは四斗五升の増し米と二升の見取り米が加えられて、総計一五七石七斗六升三合の一〇ヶ年定免が押付けられた。

また、天明三年には久美浜代官所が荒地ならびに段免だめん下り（災害のときに適用する、特別に低めた年貢率）の吟味を命じたのに対し、城崎郡下宮村・鎌田村・南谷村・馬路村・祥雲寺村・法花寺村の六ヶ村の村役人が

連名で、「荒地の義は御支配様より年々きびしく仰せ付けられ、起返しおこしかえ困難の場所までも年季をかけて起返し、いまや残る所はわずかの荒高で到底、起返し困難の場所だけであり、段免の方も古段免の分は本免入り、または免直しを仰せ付けられ、残っている所はどれほど手入れや肥を施しても、もとの田畑に復するような場所ではないので免直しを仰せ付けられるのは迷惑である。ことに去る天明二年は六〇年来の大悪作で、定免の村々でも検見入りを願い出たが代官所からは検見をして万一、減免にならない場合は諸失費がかさみ、かえって負担増となると説得され、やむなく検見願いを取下げた。そのときは三分ぐらいの損毛と申って検見願いを取下げたのに、実際に刈取ってみると六、七分もの損毛であったので大いに驚き、代官所に強いて御願いしたところ、もはや刈取ってしまった後ではと御取上げにならず、このため仕方なく衣類・諸道具類まで売払い葛根や草・茅などで命をつないでいる。荒地や段免下りの御吟味に代官所の役人が廻村されると人足の負担もせねばならず田植・養蚕の最中は迷惑である。だから荒地改め・段免改めは御免願いたい」と願ひ出ている。

事実、天明期の当地方での凶作ははなはだしいものがあつた。
天明元年（一七八一）には稲の髓に飯粒のような細長い虫がついて大減収となり、新米一石の例年の相場二五匁であつたものが、五〇匁にはね上がった。天明二年夏には六〇匁、そして秋前には八〇匁にも暴騰している。

天明二年も、夏から秋にかけて大洪水があいつぎ、米作はほとんど全滅状態で、米価は九〇匁をこえた。

天明三年は五月二十三日の夏至のころから六月初旬にかけて寒冷な気候が続ぎ、京も田舎も綿入を重ね着し、冷雨が續いて九月初めには早くも山々に降雪を見るようになり稲は全部、青立ちとなつた。このため朝来



写240 海徳房懐山筆『懐中錦袋』
天明4年の疫病流行と粥の焚出しを
伝えている。(津居山・照満寺蔵)

郡の村々では相当数の餓死者が出たという。このような打続く凶作は、「百
年以來聞及び申さざる凶作」であって、村々では御手当て銀や夫食の拜借
でようやく命をつないだ（『三宅家文書』）。天明四年も春以來、天候不順
で俗にいう餓辰と称される凶作となった。六月には早くも米価は、朝来郡
和田山で石当たり一二〇匁に達した。百姓は葛根・松皮を採って食に於て
たが飢饉で衰弱した際とて、たちまち疫病の流行となった。天明四年の早
春から、津居山の村々では悪疫が流行し、大人・小児一〇〇人余が死去し
たと津居山・照満寺記録『懐中錦袋』は伝えている。

このため同年十一月十四日には、照満寺が粥の焚出しをしたのを始め村内の重立った五軒も毎夜、焚出しを
したという。

こうした連年の凶作は当然、年貢の納入の渋滞をもたらした。一たびは納入延期が許されたものの、江戸表
からは不納分の納入をきびしく督促され、やむなく村々の身元相応の者たちに立替え上納が命ぜられたが、も
はや富農層すら銀子の都合がつかなくなった。

当時、城崎郡奈佐組十二ヶ村でも飢饉に及ぼんとする事態となり、久美浜代官所に夫食代銀の貸付けを訴え
るに至った。やっと代官所の斡旋で丹後・久美浜の市郎右衛門から利息一割・五ヶ年賦の条件で、銀一〇貫一
〇〇匁を借受けて急場をしのいだのであった。

かかる窮状が、ついに天明四年十月九日の『去卯年石代銀上納御免』を要求する久美浜代官所領の強訴を惹

起した。

丹後熊野郡佐野村の幸右衛門が強訴を呼びかけたのが発端となり、久美浜の大庄屋・絹屋甚右衛門宅に百姓七〇〇人が押し寄せ、家・蔵数ヶ所を打ちこわし、在々の小庄屋四ヶ所も打ちこわされた。

浦明村の庄屋・忠右衛門は早速、代官所に注進し、その指図によって岩手峠で一揆勢の取り鎮めにあたったがおさまらず、ついに久美浜代官所は近国の大名に加勢を求めた。

豊岡藩からは二四〇人・峰山藩から一六〇人・宮津藩から六三〇人が繰出し、このため一揆勢はやっと退散したという。

諸藩の兵は同月十四日から十五日にかけてようやく引揚げたが、出石藩から進発した二隊は強訴の百姓九〇人を擄取り、久美浜代官に引渡したと『仙石家譜』は伝える。

この強訴は丹後・熊野郡を中心としたものであって、翌天明五年正月に城崎郡気比村の百姓一同が連署して「当村の村々小前百姓騒立候義、決而無御座候」と久美浜代官所に『誓約書』（『気比村文書』）を提出しているように、但馬天領の村々の参加や呼応は見られなかったようであるが、同じ久美浜代官所の支配下で同一条件下にあっただけに、「当郡村々百姓共騒立徒党仕候様に被_レ聞召」との風聞がたち、当地の天領村々でも大きな動揺が起こったであろうことをしのばせる。

凶作は、翌天明六年も続いた。六月中旬から七月中旬にかけて降雨が続いたうえに、虫害も発生して大不作となった。加うるに八月二十八日から九月六日までの連日の降雨が大洪水を引起こした。高三四七石七斗一升六合の気比村では、川欠・山崩・砂入・虫付などのため、荒三五石四斗九升三合が差引かれ、取り米（年貢

米)一八四石九斗一合、この石代銀二貫九八三匁二厘は、ようやく豊作となった翌天明七年十月になって皆済されたのであった。

天明七年九月には年貢上納に加えて借銀の返済に差詰まり、「小前の者共、江戸表へ罷出候ても」拜借銀を願いたいと、奈佐組・鎌田組・大浜下組・大浜上組・森組などの五〇ヶ村の村役人が連名で久美浜代官所に訴えている。

寛政の藩政改革と 寛政三年二月十日、高品の養子に迎えられた高有は同月二十一日、第十一代將軍・家斉に村方一揆 初御目見のうえ、同年五月十一日に襲封して第七代・豊岡京極藩主となった。同年十二月

十六日には従五位下・加賀守に叙せられ、翌年九月二十九日、初めて御国下がり豊岡に入った。

高有の代も豊岡藩は多難であった。寛政四年二月十日に江戸麴町に大火があり、豊岡藩江戸屋敷も類焼し天神前通り長屋のすべてと辻番所長屋の計五棟および西御屋形がすべてと大部屋・手廻小屋まで焼失した。五ヶ月後の七月二十一日にも麻布からの出火から大火があり、上屋敷の長屋が焼失し、寛政六年正月十日にはまたまた江戸屋敷が残らず全焼した。

一年おきの春四月の参府と秋九月の下国の参勤交代は藩財政にとっては大きな負担で、寛政五年七月八日の脇坂図書頭安親の娘と藩主・高有の婚礼や、寛政六年八月から翌年九月にかけての大坂城加番役の奉公も莫大な出費を強いられた。

こうした出来事が、藩財政の逼迫をもたらしたことは想像に難くない。寛政六年二月、藩は在・町に御用銀を課し、その斡旋の功によって五町名主は苗字帯刀御免となっている。

その一方、藩庁は寛政四年九月十九日に、家中に子どもの振袖を禁止するなどの儉約を命じ、藩政の改革と財政の補強に取組んだ。

寛政五年七月十二日、藩重臣の前波半弥が知行を召上げられ、高塀の瓦まで取上げられるという処分を受けたのは、こうした一連の藩政の改革に関連してのことであったと思われる。

すでに、享保滅知後の藩財政再建に新規召抱えの倉持左膳の登用が見られたが、その後も吏務派の人材が抜擢されたであろうことは十分に想像される。

寛政十年、郡奉行として豊岡領村方一揆の収拾にあたった小林丹解たんげも、そうした人物の一人らしい。彼は宝永六年（一七〇九）の『藩士分限帳』に見られる八両三人扶持の小林勘蔵か、五両三人扶持の小林惣右衛門のうちどれかの子孫であろうが、こうした軽輩出身の小林が天明元年（一七八一）には神社奉行から郡奉行にと重用され、寛政十二年には一〇〇石取り・番頭ばんかみ・物頭ものかみにまで昇進している。

また、このころ豊岡藩では藩財政再建のため、新たに御物主なる財政総括担当重役を設置したようである。

鳥井家『公私之日記』の寛政七年末の、隣藩の出石藩の財政についての記事の中で、出石藩の勝手方頭取が豊岡藩の御物主の仙石左京について「御物主之家老仙石内蔵丞様」と記しているのは、出石藩の勝手方頭取が豊岡藩の御物主の職制にあたることから御物主の語を用いたものと考えられ寛政七年当時、抜擢した吏務派藩士の上に門閥派重臣を御物主に任命して監督させたのであろう。御物主には以降、舟木外記などの家老クラスが任命されている。藩財政の窮乏は藩札の濫発をひきおこし、藩札相場の下落を招いた。このため、寛政七年正月、豊岡藩では札場銀主の交代を行ない、これまでの丹後・久美浜の糶屋市郎右衛門・湊宮村の林蔵・森尾村の源太夫の三名

を退任させ、新たに地元の宮津屋三郎右衛門・油屋彦右衛門・鍋屋良右衛門・伊福村太郎右衛門・観音寺村又右衛門・十二所村利右衛門・栗山村浅右衛門・五郎兵衛・上ノ郷村清左衛門の九人の銀主に変更・増員して、藩札信用の強化を計るとともに、翌八年四月には二方郡対田村にも札場役所を開設し、銀札一〇二匁をもって正銀一〇〇匁と兌換することとして、藩札の流通を保証した。

しかし、その後も豊岡藩の財政危機はますます募ったようであり、寛政十年には江戸屋敷への仕送りにも差しつまり、摂津・神戸の俵屋辰次郎から融資を得ようと画策した。

このため俵屋の手代・甚助が豊岡にやって来たものの、藩庫の窮状を知ってなかなか条件が折合わず、借銀二七〇両の抵当に領内三一ヶ村の年貢米三六〇石を引当てることに村役人が保証の連印をすることで、やっと二月十七日に話がまとまった。

しかし、新融資の導入に先立ち古い債務の処理が必要であり、このため藩庁は寛政九年暮から城崎郡一萬石の所領の村々に銀八〇貫の御用銀を頼んだ。過分の御用銀に、百姓たちはなかなか首を縦にふらず、藩庁は御用銀が不首尾の場合は新融資も破談になることから、町宿に藩役人を出張させ領民代表を夜を徹して必死になつて説得した。

そして三月十一日、この日も勘定方の高階権輔・塚原源内・尾藤又右衛門の三人が田中庵に出張し、大庄屋の立野村・金子五郎兵衛、今森村・加藤三左衛門、ならびに両組内村々の庄屋・百姓惣代ら三、四人を召出し、掛合いを始めた。

ところが昼九ツ時分（正午）ごろから、田中庵の広庭をはじめ、晴雲寺前道から和久田一帯にかけて、田糞



写241 現在の中央町の田中寺（当時は庵）
藩の勘定方と大庄屋たちが会合した。

に笠をつけた百姓たちがおびただしく集まり、御用銀の用捨を口々に訴えて騒然となった。

このため、出張の勘定方は藩の外聞をはばかって会談を中止し、大庄屋に百姓を退散させるよう命じて引揚げた。大庄屋や庄屋たちも町宿の三木屋彦左衛門宅に引移ったところ、百姓たちは陣屋前の高札場から宵田町一帯につめかけ、ますます不穏となった。郡奉行の小林丹解の下役・尾藤太右衛門・神矢安八・沖野佐七郎らが出向いて説得したものの、御用銀が御免にならない限り何日でも引取らないと申立てて百姓は承服せず、ついに郡奉行・小林丹解は同夜七ツ時（午後四時ごろ）、御頼銀御免の書付けを与えたため、やっと一統は退散したという（『鳥井』）。

なお、このとき惣百姓中から両大庄屋にあてて、夫銀の軽減と夫銀帳の閲覧を要求する願書が町宿に投込まれ、庄屋たちは困惑して退役の願書が大庄屋に提出したという（『兵庫県史4』）。

六月七日、城崎郡の領内三一ヶ村の庄屋・年寄・頭百姓二人と小百姓惣代一人ずつが評定所に呼出され、強訴の咎で譴責された。

このうち、上組では佐野村庄屋四郎左衛門・九日市中ノ町村庄屋勲左衛門・江本村庄屋源左衛門・河谷村庄屋七郎左衛門・庄境村庄屋徳兵衛、下組では一日市村庄屋孫左衛門・下陰村庄屋義右衛門・舟町村庄屋七左衛門・上陰村庄屋次郎右衛門・正法寺村庄屋長右衛門の合計一〇人が別に呼出され、平常の取りはからい不充分ということで追込

めを命ぜられた。五町の名主の鳥井忠左衛門ら四名は上意を奉じて御用銀を献じたことを賞され、酒肴を賜わったという（『鳥井』）。

城下町富商のみならず、領内一統からの財政協力なくしては、もはや立行かぬ豊岡藩政が、かくも軽い処分を余儀なくせしめたのではなからうか。

化政期の豊 こうした領民の強訴にもかかわらず、藩庁側は御用銀を六〇貫に削減して、寛政十年ふたび領

岡藩財政

民に押付け、ついにこのうち十六貫目を同年十月に、残る金額のうち十六貫目を翌十一年に、そ

して残りを十二年以降の四ヶ年に七貫目ずつ分納させるとともに、別に二方郡の所領村々には三〇貫目の御用銀を申付けた。

町方への賦課は人差し（指名）で一貫目から一五〇匁が惣町中に課せられ、計三〇貫目に上った。この御用銀が藩内の百姓たちにとって大きな負担となったことはいうまでもない。

そうまでしての藩当局の必死の財政再建策にもかかわらず、藩にとって不幸な出来事があいついだ。

寛政十二年七月九日、豊岡の宵田町に発した火は、たまたま強い風にあおられて、ついに中町・寺町・久保町・下町・新屋敷を焦土と化し、三〇〇有余の町民が住居を失うに至った。世に「仁右衛門焼け」といわれる。このため、藩庁は家ごとに米一俵を救恤しなければならなかったし、文化五年十二月三日には米価の高騰のため難渋人への御救米の支給を余儀なくされた。

文化十四年三月晦日にもまたまた久保町で火災があり六七軒が焼失しているし、翌文化十五年正月八日には江戸西御殿の焼失、文政六年十月九日には豊岡藩邸の裏御門の焼失、同十二月二十五日にはまた江戸屋敷が全



写242 藩財政立て直しに協力し五人扶持を与えられたとき作成した村尾彦左衛門の記念画像
(桜町・郵便登氏蔵)

焼した。

このため寛政十年の御用銀がやっと完納されるという享和三年（一八〇三）には早速、つぎの御用銀が命ぜられた。すなわち三月十一日、御用銀三〇〇貫目を三ヶ年賦で納入することが藩庁から命ぜられ、城崎郡の兩組村々では一様に加納一貫の上納で御用銀の賦課は免除されたいと再三、嘆願したが許されなかった。この年はことのほか凶作で、一統は渡世も送り兼ねていたから、もはや田畑を売っても調達の見込みがたたないというのに御用銀は強制された。

文化元年（一八〇四）には藩主が大坂御加番のため「御入用増金大坂表を申来候処、急場之義にて調達難相成」、藩庁は銀一〇貫二四〇匁を宵田町の商人・村尾彦左衛門から借受けて御用を弁じている（『郵便家文書』）。

文化二年には「領主勝手方無_レ抛要用」につき、今度は領内村々へ先納銀が申付けられた。

時節がら、銀子の用意ができなかったため、藩庁は久美浜代官所に融資の斡旋を依頼し結局、二方郡の豊岡領三ヶ村が質地証文を入れ、浜坂村の銀主三人に銀六〇貫目を用意させ、うち二五貫目を久美浜代官所からの豊岡藩領村々の拝借銀とし翌三年から一〇ヶ年間、年々七貫二〇〇匁ずつ毎年十一月に返済することとした（『田中家文書』）。

文化八年正月の勝手方月々御用達銀については、もはや丹後の御用商人の有田林蔵・片岡軍次郎らが承知せずやむなく藩庁は豊岡町内の富商を頼むだけとなった。宍田町の村尾彦左衛門がやっと一二〇貫を融通している（『村尾家文書』）。村尾彦左衛門は翌九年正月にも、札場元方を引受けさせられ九貫目を出銀し、文化十三年三月十六日には「御勝手向之儀ニ付、年来格別存込被_レ粉骨」の功により生涯五人扶持を給されている。

藩財政の窮乏はとどまるところを知らない。

藩札の発行も引換引当銀に差詰まって行詰まり、文化八年には不換紙幣の銀札発行を余儀なくされた。

このため、十年七月には土用の気候不順のせいもあって、豊岡でも米価が二十七日には五一、二匁に騰貴し、糸相場も四五、六匁となり、八月には塩値段も上がって、盆前の一匁九分が十二月には二匁七分にもなった。町民は生活苦にあえぎながらも、川濑い御用立てに出銀すれば問屋株が免許されるといわれ、納屋仲間は金五兩を上納したという。

文政二年十月には米・豆腐・塩など生活必需物資に統制をしいている（『鳥井』）。

藩財政に行詰まって藩庁は、つぎつぎに新手の融資手段をあみ出しては領民に経済的負担を強いていった。文化十四年四月には御用御勝手方借財の方法として百四拾人講が仕組まれた。

四月十六日、町方人別九〇人が藩庁に呼出され、御物主の坂本弥三左衛門・谷口重郎左衛門の両名を始め、奉行・勘定方諸役人出席の場で谷口から、去る文化四年に借財清算のため多分の出銀を頼み一同の出精のお蔭で借財が片付く予定であったところ、折悪しく翌五年まれなる凶作のため年貢が大減収となって返済を果たすことができず多額の借財が残って近年は抜き差しならぬ状態となってしまうた、加えて不時の物入りも打続き、



写243 『御用御勝手御借財取調帳』など
左が表紙(桜町・郵尾登氏蔵)

近年は大坂表の銀主にも借銀が累積して、これ以上の融資も期待できない、しかるに、去る十三年閏八月の洪水は前代未聞で大層な減収となり、もはや差当たりのしのぎようもなくなってしまった、そこで、このたび借財清算の手段として百四拾人講を企てることとした、この頼母子講の掛け戻しは、大庄屋の年々の年貢収納率を引当てさせ、大庄屋所からじきじき出銀させるから「一統ニも難渋の段は苦々敷、氣之毒之事」ではあるが他人がどうするかは頓着せず、この場で直ちに引受けてほしい、と強引に帳簿に印形を迫った。

このときに藩側では説得のための資料として、『御用御勝手御借財取調帳』と『凡平均御物成諸払積り帳』を作成しているのので、文化十四年当時の藩財政の実態を、この二点の文書から紹介してみよう。もちろん、この資料の数字には当然、作意が加えられているものと見られ、実情を正確に伝えるものかどうかは多分に疑問もあるが、まったく出鱈目では領民に納得はえられないと思われる。

まず、当年一ヶ年の豊岡藩の収支では、年貢総収入が六〇〇〇石で、これから家中への扶持米など一四三四石余を始め、伊勢神宮の御初穂米までの出費を差引いて、残りが三六五七石七斗四升六合、この代銀は一八二貫八八七匁三分となる。

この中から江戸藩邸の費用・藩主の在府の平均額として八六貫四七二匁六分五厘・江戸不時入用積りとして九貫七五〇匁・豊岡藩御入用一〇貫目・江戸と豊岡間の道中入用積り一九貫五〇〇匁など、計一四一貫四五匁

表82 文化14年4月・豊岡藩借財表

江戸の部	金額 (両)	豊岡の部	金額(貫)
御郡代口々并年賦残	1,160	塩谷大四郎役所口々預り并年賦残	38.45988
蝦夷役所并年賦残	700	岸本武重郎役所より	15.980
増上寺御霊屋	500	大坂御立会	18.065
築地御門跡并御時借残	290	信楽役所	29.700
桑名御家中	200	大津役所	65.200
口々無抛方より借用	300	生野役所并年賦分	55.276
		久美浜役所并年賦分	57.621
		五条役所	11.022
		木村宗右衛門役所	35.
		以上の口々利息分	40.
計	3,150	計	366.32888
合 計 (銀換算)		574貫229匁1分8厘	
その他の計(無抛口々城崎・二方両郡先納分返済) 730.550			
総 計		1,304.779.1 (金にして) 19,769両1分2朱	

四分が支出としてあげられ、差引き四一貫八四一匁九分が残金となる。これに小物成・諸運上銀五貫目を加えると、通常の年間収支は四六貫八四一匁九分の残となるとしている。

幕藩制下、参勤交代制の下での江戸屋敷と国元藩庁との二重生活が、いかに藩財政にとって無駄な出費を強いているか、これで理解できよう。

ところで、豊岡藩では文化十四年四月の時点で、上表のような莫大な借財を抱えていた。

借財総額は金一万九七六九兩一分二朱、銀にして一三〇四貫七七九匁一分である。豊岡藩にとっては年貢が完納され、しかも臨時出費が全くなかった場合の一年分の残金で返済したとして、二八年を要するという莫大な債務を抱えていたわけである。

当時、一万五〇〇〇石の小藩であった豊岡藩では、大名貸しの融資ももはや期待できないままに、

久美浜代官所をはじめ各所の代官所またはその周辺で融資を受けざるを得なかったことが知られるとともに、その融資もおおむね短期融資であったことがわかる。

また当時、領内の城崎・二方両郡からは、一ケ年の年貢代銀三〇〇貫目に近い二六〇貫余がすでに先納済みであったわけだから、文化十三年は、豊岡藩は実は無収入となるはずである。

そこで、藩首脳の出出した借財清算手段は、城崎・二方両郡の人別割りと高掛りによる御用銀および豊岡町方に百四拾人講三組を頼んで五七〇貫目、その他、領内の在向きにも百四拾人講を仕組ませて二一〇貫目、御勝手引受人からの出銀二〇〇貫目、大坂の銀主に頼母子を請けさせて一〇〇貫目等々で返銀する。なお、残額のうち六〇貫余はおいおい手段を立て返銀の積りだが、最後に残る八六貫余は永年賦と打切りにするを白状している。

以上の借銀返済計画にもとづき、百四拾人講が有無をいわせぬ強引さで押付けられた。

かくて、中町の由利良左衛門を筆頭に町方一〇四人に計一二四口・一口掛銀一貫五〇〇匁の講に一人平均一・二口を強制加入させられた。藩庁はこれによって一口当たり年二〇八匁の上納銀、年二五貫一二六匁四歩七ケ年にして一七五貫八八四匁八分の収入を得ることができた。

なお、このとき在方でも八九・二口の加入があったから、総額にして三〇七貫六八四匁の収入となった。しかし、こうした余りにも強引な財政再建策は当然、領民の不満を買い、この年五月十七日には町宿の三木屋に百姓が多数集結するという不測の事態がおこった。

なお、百四拾人講の組立ては決して順調に進捗したわけではなかった。百四拾人講の上納銀が差迫った藩の

出費や借銀返済が間に合わず、同年十二月には十町名主に頼み込んで、村方御払米を引当てに銀十七貫を一時借りしなければならぬほど藩庫は窮迫していたのである。

文化十五年の江戸西御殿類焼のときも、城崎郡両組や豊岡町の富商に献金を仰いだ、そのみでは再建費用が不足し二月二十五日には町方に間口割りの献金を課し、また領内一統による百四拾人講の上納金でやっと文政元年に西御殿は完成した。

文政五年の 文政三年から豊岡表では、銀札引替準備銀が銀札発行高に比して著しく不足したことから引替え領内不穩 に渋滞をおこし、銀子の払底を招いた。

翌四年には銀子の払底はますますひどくなり、このため豊岡領の村々や、従来から年貢上納に豊岡・出石の藩札で百姓から徴集し札場で換銀して上納に当ててきた久美浜代官支配の但馬四郡の村々でも、年貢上納に差支えを生じるようになった（『伊地智家文書』）。加えて、豊岡藩・久美浜代官領の村々では、文政四年十一月九日から出石銀札の流通が停止されたため、百姓や廻船稼ぎや他国売買などの諸向きの取引が一切、困難になった。

また、豊岡藩では文政五年正月二十九日、骨柳問屋に触れを出して柳行李の専売を強化するとともに、八鹿の油屋喜右衛門・九日市上ノ町の坪屋源左衛門を骨柳問屋に指定し、四月十七日には骨柳製品と、その製造技術や原料の藩外移出までもきびしく禁止した。このため、同年六月二十八日には寺町の大工・幸次郎が柳の他所売りで早速、お咎めをうけている。

藩札の信用の下落は、ついに文政四年冬にいたって引替えの渋滞を招き、このため町・在ともに、御札場元

方への批判が高まり、あわや騒動にもおよぼうという事態となった。藩庁では利銀の支払いを領民有志に頼むとともに文政五年閏正月九日、御札場に五町名主を出頭させ札場加役を命じてその協力を求めた。六月朔日には従来の札場元方から稲津村・井上舟蔵、伊福村・河本八郎左衛門に交代させ、六月十九日からは縮札と称する藩札の流通凍結策をとった。それにもかかわらず藩札の引替え渋滞はますます深刻化していった。

七月五日、藩庁は村々の村役人・重立ち百姓を呼出し藩重臣から御勝手方不如意、差支えにつき先納調達銀の利息支払いを以降三ヶ年打切ることを一方的に通告した。

九月二十三日には御札場仕法が改正され、十月二十日には札場元方がまたまた交代となって久美浜の稲葉市郎右衛門・稲葉仁兵衛が委嘱され十一月十八日、札場は藩庁勝手方支配に組込まれた。

たまたま文政五年は重なる出水で凶作となり、庄境村や六方三ヶ村は冬になって暮らしがたらず、乞食札の免許を受けて他国他領に袖乞いに出る始末で、百合地村ではこのため銀札二貫一〇〇匁を十五ヶ年賦で御札場役所から借受けた。

かくて文政五年十一月十七日、ついに先納銀の利息廃止に端を発する領内の不穏が始まった。

七月五日の先納銀利息三ヶ年打切りの命で、利銀分は大庄屋たちの取りはからいで惣高割りとなり高一石につき、およそ一匁八分を郡中百姓が負担することとなったが、これに不満の百姓たちは十一月十七日、百合地村の養福寺に会合し、翌十八日に三木屋の裏屋敷で庄屋と掛合った。

このころ、二方郡でも百姓一統が不穏な情勢となり同夜、それを知らせる飛脚が藩庁に達し勘定方が出張する事態となった。

不穏事件はこの程度で収まったようで、文政五年十一月二十三日には、この事件でつぎのような処分が行なわれた。

手鎖

立野村・次郎左衛門、同・喜右衛門、同・五兵衛、梶原村・友次郎、同・定右衛門、庄境

村・市左衛門、同・利右衛門、百合地村・八郎左衛門、河谷村・伊右衛門、同・六郎左衛門、

追込め

梶原村・亀次郎、庄境村・七右衛門、百合地村・伊兵衛、同・徳右衛門、河谷村・重蔵

首金

百合地村・惣右衛門、同・清左衛門

十一月二十六日、御郡方下役兩人が村々を回り、もよりの百姓を集めて近々、再吟味も行なわれると脅して説得したため、村々ではついに抵抗を緩め、利息銀を負担するから再吟味は勘弁して欲しいとの百姓連印の嘆願状を提出した。

十二月二日、評定所で追加処分が申渡された。

急度叱り

永井町・長次、戸牧村・吉右衛門、福田村・文次郎、宮島村・源右衛門

手鎖・村預け 一日市村・与右衛門

また、先日の上組処分者はこの日に赦免となったが、百合地村の首金の兩人は罪一等を減じて手鎖を命ぜられた。

そして十二月三日、ついに利息銀七六五匁八分九厘が高割りに付されることとなり、高一石につき銀札一匁八分八厘八毛の負担が課せられたのであった。

銀札の下落はその後も続き文政六年三月二日には、これまで銀札一匁が錢一〇〇文であったものが、九八文

となった。

七月十九日、藩庁は札幌役所維持のため領内住民に頼んで二〇〇匁掛け八十人講を始めたが、その効果もなく、やがて豊岡・出石とも札幌での銀札引替えは停止状態となり、銀歩は一割八、九分、金一兩につき代札は七五、六匁に暴落してしまつた。

文政六年の豊岡・元来、津居山の漁民は沖繩などの漁具を豊岡商人から購入し、漁獲物は豊岡着商人を通じ出石着不売出入りして売捌かれていた。

しかし近年来、両者の間で取引きに紛争を生じ、文政五年冬の取引きでは値段の折合いがつかなくなつたことから津居山漁民は大きな憤懣を抱き、ついに漁獲物は豊岡商人には一切売らず直接、出石に送込むようになった。一方、出石城下でも宵田町肴屋仲間が毎年米十二石の運上を条件に新たに問屋株の結成が認められ、ついに三月十日からは豊岡から出石への魚行商人は一切、差留めとなつた。

このため生業を失つた豊岡の出石行き肴商人二〇〇人余は、たちまち生活に窮することとなり五町名主にその解決方を嘆願した。そこで、六年早春からは、町名主の由利九十郎を出石におくつて交渉したが、ついに不調に終わった。

豊岡藩では対抗措置として六月十六日、おりからの早魃を口実に大川を堰止めることとし、翌十七日から町裏のはね崎に堰を築き始めた。

堰には水が上がりなくてもよい、出石への通船を止めるためのものだと豊岡町民は誰もが承知していたといふ。

この井堰工事には莫大な出費を要した。鳥井家『公私之日記』は、これまでの四度の築堰工事も出費ばかりかかって四度とも水が上がり堰が切れているので、「大川堰企之義有之候共、子々孫々迄決而無用」と述べている。

水は上がらなかったが、所期の目的は達せられた。以降、円山川の舟運はとまり、出石への物資の流通は完全に断たれた。このため出石の米価はたちまち上昇して豊岡より石当たり一〇匁も高くなり、出石側には大きな打撃となった。

やむなく出石藩側では妥協を策し、盆前には出石藩の上太夫（家老職）・仙石左京が腹心を豊岡藩重臣のもとに送って、津居山漁民の豊岡側への肴不売の中止説得と、豊岡肴商人の出石行商の復活許可を条件に、円山川の堰を切るよう内交渉を始めた。

和解は成立し七月二十二日、豊岡藩庁は町役人・行商人に出石表への肴行商は在来通り勝手たるべしと申渡した。しかし皮肉にも前夜来の大雨で、堰は同夜七ツ前に流失してしまったという。豊岡町民は手を打って喜んで、

「大川の堰の水は上らねど商人あがる出石あきない」

と詠んだという。また『鳥井日記』は、事件の真相ともいえる貴重な聞書きを、次のように伝えている。

この事件は「近来、出石・御当所御両家様共御勝手方御不如意ニ付、銀札引替之事ニ付双方御勝手掛り御役人方、御札場同役人方、何となく不和」となり、このため「去々巳年（文政四年）出石御役所より極内々津居山表へ魚類出石へ上げ、同所ニ肴問屋相立」てたいと、掛けあいがあった事が起こったもので、この紛争のため

出石の家中や町方一統も大いに困惑したが、当時は上大夫の仙石左京が御勝手方を兼ねており、その左京の取りはからったことであつたから致し方もなかつたのだと、和解交渉の出石側名主が打明け話をしていたという。藩財政の窮乏にあえぐ豊岡・出石両藩の苦肉の策が競合したというのが事の真相で、仙石左京の策謀が発端であつたことを示唆している。この事件のあとで、出石藩ではやがて仙石左京が失脚して財政再建に失敗し、豊岡藩でも財政危機が一層深刻化し、ともに領民から手痛い反撃を受けることとなる。

文政六年七月二十六日「出石様之義者元来御同国と云、御隣組之事ニ候……出石表に罷越候へハ^{いよ}弥以テ諸事入念、無礼等も無^レ之様相嗜……御家中之衆へ無礼^レ仕下座等致候様可^ニ相心得^ニ」と豊岡藩庁は町々に触れている。その文言の何と空々しいことか。

第三節 町方変義

化政期の 九日市下ノ町の渡辺家には、魚屋幸右衛門と息子・七郎左衛門が年々書き記してきた「年々有物商家経営 上覚」と称する捌卸帳が寛政七年（一七九五）から文政七年（一八二四）にかけて残されている。

これによって、当時の商家の経営状態を見ることがしたい。

魚屋は、天明のころには豊岡藩主より渡辺家の苗字と帯刀を許され、三代にわたって大庄屋に任命された大地主であつた。また、酒造業・金融業のほかに木綿・米・塩の商いも行なっていた。

次表に見るように、寛政七年の経営は酒造一〇四石二斗の有酒高、銀にして五貫余の収入と、散田収入を主

『上覚』の内容

有 銭	商木綿	御用頼母子	計	備 考
匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁	
			70.930	昨6年御用金4貫目
			75.220	
.850			70.872	
.180			75.180	
.400			71.580	
.500	.500	(御用金同様)	78.562	商木綿8束
.150	糸 2.400	5.000	78.850	糸およそ50ばかり有
.440	" 2.000	5.330	74.820	商糸1荷。商柳1.300
.500		5.330	76.270	
.750	(有札)	(金子)	68.305	餅用米商 御用銀5貫330匁
.100	7.700	.240	72.290	
.600	1.400	.045	77.365	商麦
.300	7.800	.240	72.5063	七右衛門商方.620
.360	.520	.140	68.858	御頼銀4貫600上納
.300	1.300	.130	68.020	" 2貫733上納
.020	.230	.078	72.474	内2匁 七右衛門別家のため引当銀
.125	1.200	.160	65.570	
.450	2.000	1.088	54.540	
.250	.850	.384	48.199	
.010	2.100	.288	55.0485	商塩375匁
.100	1.000	.0487	59.8197	商柳1000匁
.225	1.200	.877	66.1635	役方かし.400匁
.100	.350	.945	68.483	13、14年は大庄屋役多忙につき算用 致さず 幸右衛門病気につき算用致さず
.150	2.000	.060	74.372	
.020	4.800	1.426	58.117	商柳
	1.0206		94.8852	御用銀319匁上納